平成２７年（フ）第３１号
大阪府富田林市かがり台26―６、住民票上の住所大阪府富田林市楠風台３丁目７番10号
破産者　山畠　修二
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
堺市東区丈六149番地　アーバンヴィラ登美丘205号
破産者　藤原　伸造
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
堺市東区南野田696番地６　カサデヴェルデ202号
破産者　杉本　政子
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
大阪府富田林市楠風台２丁目12番９―503号、前住所大阪府富田林市若松町西１丁目1867番地１―105
破産者　山口　　公
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１４号
大阪府富田林市津々山台１丁目１番７―105号、前住所愛知県大府市共西町５丁目96番地アルバグラース102号
破産者　西尾　雅道
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３９０号
堺市中区深井中町1212番地21
破産者　やっぽこと一休こと　島田　英雄
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２１号
広島市安佐南区大町東１丁目12番11―14―301号
破産者　中村　教利
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１７号
北九州市小倉南区葛原２丁目13番１号
破産者　西脇　弘和
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４１８号
北九州市小倉南区葛原２丁目13番１号
破産者　西脇美惠子
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６７号
北九州市八幡西区大字野面1681番地１
破産者　上川　誠二
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５０号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番３―406号
破産者　菅　　信一
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５６号
北九州市若松区畠田２丁目６番46号
破産者　飯尾　康弘
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３１号
福島県郡山市大槻町字花輪27番地の４　ミッションスクエアＢ棟
破産者　三瓶　静紀
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
埼玉県深谷市明戸1325番地、旧住所埼玉県深谷市明戸1324番地
破産者　堀口　陽子（旧姓長島）
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６４号
埼玉県深谷市原郷169番地３　プランタンエイト204号、旧住所埼玉県熊谷市上奈良325番地18
破産者　山上　　実
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３３号
静岡県榛原郡吉田町神戸309番地の４　ベルメゾン105（破産手続開始時の住所　静岡県掛川市中4842番地の３）
破産者　菅原守こと　スガハラ・ミルトン・マモル
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第９号
兵庫県西宮市末広町３番17―403号、破産開始決定時の住所兵庫県西宮市南甲子園２丁目３番４号
破産者　鳴本　常義
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第３５号
千葉県山武郡九十九里町片貝5443番地２
破産者　小川　奈都
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係